

令和4年8月30日

一般社団法人 生命保険協会 御中
一般社団法人 日本損害保険協会 御中
一般社団法人 外国損害保険協会 御中
一般社団法人 日本少額短期保険協会 御中

金融庁監督局保険課長 三浦 知宏

新型コロナウイルス感染症に関する
医療機関や保健所における更なる負担軽減策への対応について（要請）

今般、別紙のとおり、厚生労働省健康局結核感染症課から、給付金等の請求の際に必要な療養証明書の取扱いについて、民間保険会社等において、医療機関や保健所の更なる負担軽減のための検討の要請を受けたところである。

貴協会におかれては、会員各社において、上記要請の趣旨を踏まえ、療養証明書の発行を医療機関や保健所に求めない事務の構築について、可及的速やかに検討が行われるよう周知していただきたい。

(以上)

事務連絡
令和4年8月26日

金融庁監督局保険課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

民間保険請求の際の療養証明書の取扱いの見直しについて（要請）

現在、多くの地域で、なお高い感染状況が続いていることを踏まえ、足下の感染状況に対応し、高齢者等重症化リスクの高い者への対応に集中できるよう、保健医療提供体制の確保に引き続き取り組むことに加え、緊急避難的に医療機関や保健所等に対する更なる負担軽減策を実施することといたしました。その取り組みの一つとして、発熱外来や保健所業務が極めてひっ迫した地域において、当面の緊急避難的な対応として、都道府県知事の申し出により、発生届の範囲を、65歳以上の者等に限定することを可能としました。

民間保険請求については、これまで、可能な限り、医療機関や保健所に療養証明書を求めることなく、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書等により確認を求めることをお願いしてきたところですが、当面の緊急避難的な対応として発生届の範囲を限定する都道府県においては、発生届の出ない患者については、My HER-SYS で療養証明書を取得することができなくなります。このことにより、医療機関や保健所に対し療養証明書を求める人が増えることとなれば、今回の措置の趣旨に沿うものとはなりません。また、これ以外にも、療養証明書については、様々な声が寄せられています。

つきましては、医療機関、保健所業務がひっ迫しないよう、保険会社において保険請求の際に医療機関や保健所に対して引き続き発行を求めることのある療養証明書の取扱いについて、更なる負担軽減のための検討がなされるよう、促して頂きますようお願い申し上げます。

(以上)